静岡県告示第47号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年1月27日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和5年1月27日

				静	岡県	知事	事 川	勝	平	太
路線名	供用	開 始	の	区	間		供用開	始の	期日	
駿東郡小山町用沢字萩窪1441番の259から 須走小山線							令和5年1月27日			
須足小山脉	駿東郡小山町用沢字萩窪1441番の34まで						节和3年1月27日			

静岡県告示第48号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年1月27日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和5年1月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
二河宫上安纳	<u> </u>		
三沢富士宮線	富士宮市西山字堀附2759番の4まで	令和5年1月27日	